

【QA対象購買品】

レーザー解体装置用パワーメータ制御プログラムの作成及び更新

仕様書

目次

1. 件名	1
2. 概要	1
3. 契約範囲内	1
4. 契約範囲外	1
5. 支給物件・貸与物件	1
5.1 支給物件	1
5.2 貸与物件	1
6. 一般仕様	
6.1 納期	2
6.2 納入場所及び方法	2
6.3 保証	2
6.4 検収条件	2
6.5 提出図書	2
6.6 適用法規・規程等	4
6.7 産業財産権等	4
6.8 機密の保持	5
6.9 安全管理	5
6.9.1 作業の安全管理	5
6.9.2 放射線管理	5
6.10 緊急時の対応及び異常時の措置	6
6.11 協議	7
6.12 受注者の責任と義務	7
6.13 渉外事項	8
6.14 品質保証	8
6.15 不適合の報告及び処理	9
6.16 安全文化を育成し維持するための活動	9
6.17 中小受託事業者の管理	9
6.18 グリーン購入法の推進	10
6.19 電子データの流出防止	10
6.20 一般産業用工業品の使用	10
7. 技術仕様	
7.1 レーザー解体装置用パワーメータ制御プログラムの作成及び更新	11
7.1.1 一般的要求事項	11
7.1.2 技術的要求事項	11
7.1.2.1 更新作業の計画	11

7.1.2.2 プログラムの作成・更新の基本方針	12
7.1.2.3 対象設備	12
7.1.2.4 プログラムの作成・更新項目	12
7.2 現地作業員の要件	13
7.3 予期しない事象が生じた場合の処置	13
7.4 現地作業体制.....	13
7.5 検査・試験	14
7.6 検査員及び監督員.....	15
7.7 その他必要事項	15

資料-1 産業財産権特約条項

資料-2 機微情報の管理について

図-1 パワーメータ

1. 件名

レーザー解体装置用パワーメータ制御プログラムの作成及び更新

2. 概要

本仕様書は、核燃料サイクル工学研究所が実施する設備整備費補助事業「核燃料サイクル工学研究所施設の安全確保対策に資する設備の整備」のうち、「核サ研)2号熔融炉解体に必要な装置の製作」において「レーザー解体装置用パワーメータ制御プログラムの作成及び更新」を実施するものである。

本件の実施にあたり、受注者は対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、本作業を実施するものとする。

3. 契約範囲内

受注者の行う内容、数量等詳細については、7項の「技術仕様」に記載する。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) レーザー解体装置用パワーメータ制御プログラムの作成及び更新 | 1式 |
| (2) 提出図書の作成・提出 | 1式 |
| (3) 放射線業務従事者指名等、現地作業遂行上必要な書類手続き等 | 1式 |

4. 契約範囲外

3.項に記載なきもの。

5. 支給物件・貸与物件

5.1 支給物件

- (1) 現地作業に必要なユーティリティ(電力、圧空等)及び放射線管理用の消耗品(スミヤ等)
- (2) 貫通プラグから切断装置制御盤までのケーブル
- (3) その他、協議の上決定したもの

5.2 貸与物件

- (1) 本件の遂行に必要な機構の規程、研究所規則、部内規則・基準類
- (2) 本件の遂行に必要な設計図書類
- (3) 現地作業に必要なクレーン等の設備
- (4) 現地作業に必要な作業着、防護具(半面マスク等)、放射線管理物品(サーベイメータ、個人線量計等)
- (5) その他、協議の上決定したもの

本件の実施にあたり、受注者からの資料開示請求等があり、機構が必要と認めた図書類等は、受注者に無償にて貸与するものとする。また、貸与物件の梱包、輸送費は、受注者の負担とする。受注者は、貸与期間中の取扱いについて当該貸与物件を適切に管理し、使用目的が終了または契約完了後に速やかに返却するものとする。また、受注者の責任による損傷または損出が生じた場合には、これらを弁償すること。

6. 一般仕様

6.1 納期

令和9年3月31日(現地での更新作業期間については、別途協議の上決定する。)

6.2 納入場所及び方法

(1) 納入場所

茨城県 那珂郡 東海村 村松4の33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 TRP 廃止措置技術開発部
ガラス固化技術開発施設(TVF)保守区域(A018)及び関連区域(管理区域内)

(2) 方法

据付け渡し

6.3 保証

(1) 保証

受注者は、本仕様書に基づき実施した更新作業について、本仕様書の諸条件を完全に満たすことを保証すること。また、保証期間中に本仕様書の諸条件を満足しなくなった場合には、受注者はその条件を満たすため、無償にて必要な改善等の処置を直ちに行うものとする。

(2) 保証期間

保証期間は、原則として検収後1年間とする。ただし、不適合の是正後の保証期間については、別途協議の上決定するものとする。

6.4 検収条件

本仕様書の内容を全て満足し、7.1項に定める更新作業が終了後、7.5項に定める検査・試験に合格し、6.5項に定める提出図書の完納をもって検収とする。

6.5 提出図書

(1) 確認の必要な文書及び品質記録

① 受注者は、表-1「提出文書一覧」に示す文書(図面・データを含む)及び品質記録を提出期限までに提出し、機構の確認を得るものとする。

② 機構は、上記①により提出された文書(図面・データを含む)について、コメント処理票を発行するとともに、要求事項どおりであれば「確認印」を押印し、受注者に返却する。なお、受注者は、機構の確認を得ずに、リリース(次工程への進捗、又は引渡し)してはならない。

(2) 提出文書に関する注意事項

① 表紙に契約件名、提出日、受注者名等を記述し、提出すること。

② 「委任又は中小受託事業者等の承認について(様式A)」(機構指定様式)については、2週間以内に機構から変更請求をしない場合は、自動的に確認したものと見做す。

(3) 提出様式

① 用紙は原則としてA4版、図面はA系列とする。

- ② 提出文書は、多年の使用に耐える用紙、印刷方法、及び装丁であること。
 ③ 様式、内容等、不明確な点はその都度、機構の指示に従うものとする。

(4) 提出場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
 TRP 廃止措置技術開発部 ガラス固化処理課

表-1 提出文書一覧

項目	様式	提出部数	提出期限	返却	備考
品質保証計画書	受注者	2部	契約後速やかに	○	
工程表	受注者	2部	契約後速やかに	○	
設計仕様書(新旧対照表含む)	受注者	2部	プログラム等作成前	○	
委任又は中小受託事業者等の承認について(様式A)	機構	1部	作業開始1.5ヵ月前	○	下請負等がある場合
更新作業要領書	受注者	2部	作業開始1.5ヵ月前	○	
工事安全組織・責任者届け	機構	1部	作業開始1.5ヵ月前		
安全衛生チェックリスト	機構	1部	作業開始1.5ヵ月前		
リスクアセスメントワークシート	機構	1部	作業開始1.5ヵ月前		
作業員名簿	機構	1部	作業開始1.5ヵ月前		
使用機材一覧	機構	1部	作業開始1.5ヵ月前		
一時立入申請書(様式-B)	機構	1部	作業開始2週間前		公的身分証明証の写し要 ^{*1}
車両一時立入申請書(様式-E)	機構	1部	作業開始2週間前		車両入構がある場合
核燃料物質使用施設立入制限区域臨時立入事前許可申請書(様式-5)	機構	1部	作業開始2週間前		
特別教育終了届	機構	1部	作業開始前 (従事者指名申請時)		
放射線管理手帳(写し)	—	1部	作業開始前 (従事者指名申請時)		作業者分
放射線業務従事者登録票	機構	1部	作業開始前 (従事者指名申請時)		作業者分
作業日報	機構	1部	作業翌日		
作業指示書・KY実施記録	機構	1部	作業翌日		
検査・試験要領書	受注者	2部	検査・試験実施前	○	
検査・試験成績書	受注者	1部	検査・試験実施後		
更新作業報告書	受注者	2部	作業終了後遅滞なく	○	
打合議事録	受注者	2部	打合せ後1週間以内	○	
電話確認連絡書	受注者	2部	連絡後速やかに	○	
協議により必要とされたもの	協議	協議	協議による	協議	

*1 身分確認時の公的身分証明書は、写真付き公的証明書(自動車運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、写真付住民基本台帳カード、外国人登録証、在留カード、特別永住者証明書)とする。これらが無い場合は、2種類以上の公的書類(住民票、健康保険証、年金手帳)とする。

6.6 適用法規・規程等

受注者は、本契約の実施にあたって次に掲げる関係法令、機構規程、研究所規程、TRP 廃止措置技術開発部等の規則(最新版)を遵守するものとし、機構が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。

この他に、工作基準等、メーカーの社内基準を用いる場合は、適用範囲を明示の上、機構に提出し確認を得るものとする。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 労働基準法
- (3) 労働安全衛生法
- (4) 再処理施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格(JIS)
- (7) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (8) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- (9) 日本電機工業会規格(JEM)
- (10) 電気設備技術基準
- (11) その他、本契約に係る国内法規
- (12) 機構規程、研究所規則、諸基準及び TRP 部内で制定した規則等
 - ・再処理施設 保安規定
 - ・再処理施設 安全作業基準
 - ・再処理施設 放射線管理基準
 - ・研究所共通基準・要領
 - ・再処理施設品質マネジメント計画書
 - ・秘密文書取扱規程
 - ・情報セキュリティ管理規程
 - ・労働安全衛生マネジメントシステム基本規則
 - ・環境マネジメントシステム基本規則
 - ・事故対策手順
 - ・再処理施設に係る廃止措置計画
 - ・その他、本契約に係る機構が定める各種規定、基準等

6.7 産業財産権等

- (1) 産業財産権等の取扱いについては、資料-1「産業財産権特約条項」に定められたとおりとする。
- (2) 本件により発生した技術情報等の著作権については、原則として機構に帰属するものとする。

6.8 機密の保持

- (1) 受注者は、本件を実施するために機構より提出された資料等すべての情報を機密扱いとし、受注者の責任において管理する。機微情報は本契約以外の目的で使用しないこと。また、機構の同意なく第三者に開示してはならない。
- (2) 第三者に当該情報を提供する場合は、機構の同意を得なければならない。また、貸与された図書、書類等の資料は使用后、速やかに機構へ返却すること。詳細は、資料-2「機微情報の管理について」によるものとする。

6.9 安全管理

6.9.1 更新作業の安全管理

- (1) 受注者は、機構が定めた「請負作業の安全確保に係る基準(令和元年 12 月 1 日改定)」に従い、作業の安全管理を行うこと。
- (2) 受注者は、引合時又は受注後に機構から「請負作業の安全確保に係る基準(令和元年 12 月 1 日改定)」の貸与を受け、内容を十分理解し、引合時の内容検討、受注後の安全管理上の手続きを確実に行うとともに、下請負者への周知を行うこと。
- (3) 作業計画立案時は、効率を考慮するとともに、裕度ある作業となるよう工程配分に配慮すること。
- (4) 安全には十分注意し、必要に応じて適正な各種防護措置を施すこと。
- (5) 作業の安全確保のための危険予知を行い、作業開始前に受注者の現場責任者は、各作業者に当該作業の危険のポイントを指示すること。
- (6) 作業に用いる機器等の操作の確認は、各自指差呼称で再確認して操作ミスや災害の未然防止に努めること。
- (7) 受注者は、作業の安全確保を自らの責において行うこと。
- (8) 受注者は、前項に関わらず、作業の安全確保のために安全関係法令、機構の定める規則等を遵守し、機構側立会者の指示に従うこと。
- (9) 受注者は、前項の機構側立会者の指示に従わずして生じた機構の損害について全ての責任を負うものとする。
- (10) 受注者は、作業中及び作業終了後、作業場所の整理整頓に努めること。
- (11) 受注者は、機構の信用を傷つけ、又は利益を害する行為は行わないこと。
- (12) 受注者は、作業場所において施設等に異常が生じた場合、又は作業者が被災した場合は、直ちに可能な処置を行うとともに、機構立会者に連絡し、その指示に従うこと。
- (13) 作業にあたっては、機構立会者と作業の安全について十分な打合せを行い、綿密な作業工程を立案し、その作業工程に従い作業を進めること。

6.9.2 放射線管理

- (1) 受注者は、機構が定めた「放射線管理仕様書(平成 22 年 7 月 1 日改定)」に従い、放射線管理を行うこと。
- (2) 受注者は、引合時又は受注後に機構から「放射線管理仕様書」の貸与を受け、内容を十

分理解し、引合時の内容検討、受注後の安全管理上の手続きを確実に行うとともに、下請負者への周知を行うこと。

- (3) 現地作業は、「再処理施設放射線管理基準」に基づく特殊放射線作業として作業計画書に則り管理する。受注者は、機構が定めた「特殊放射線作業計画書」に従って作業を行うこと。また、作業計画書から逸脱する作業を行ってはならない。
- (4) 管理区域に立入る現地作業者は、放射線業務従事者指名前に行う入所教育(共通課程、施設別課程)を受講した者とし、有効期限内の者とする。未教育又は期限切れ失効の者は遅滞なく申請の上、教育を受講すること。
- (5) 管理区域に立入る現地作業者は、貸与する半面マスクのマスクマンテスト(適合性確認)を受け、入所時及び作業完了後にホールボディカウンタ(全身カウンタ)を受けるものとする。
- (6) 放射線業務従事者指名に係る留意点
 - ① 管理区域に立入る現地作業者は、放射線管理手帳を所持し、放射線管理記録が放射線業務従事者中央登録センターに登録された者とする。また、現地作業予定期間から6ヶ月以内に電離放射線健康診断を受診し、従事可能と診断された者とする。
 - ② 管理区域に立入る現地作業者の放射線業務従事者指名に係る一連の諸手続きは、現地作業時期を考慮し、受注者の責任で遅滞なく確実にを行うこと。なお、現地での放射線業務従事者指名手続き(個人線量管理システム入力)の他、現地作業開始前に機構の施設を利用して以下の行為(予約要)が発生するため、留意のこと。
 - 1) 全身カウンタ測定(指名を受ける従事者全員)指名時及び解除時(体内放射線量測定)
 - 2) マスクマンテスト(指名を受ける従事者全員)指名時(半面マスクの適合性テスト)
 - 3) 指名を受ける従事者全員は、公的身分証明書(自動車運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、写真付き住民基本台帳カードその他これに相当する書類)。これらが無い場合は、二つ以上の公的書類(健康保険証、住民票抄本又は謄本、住民票記載事項証明書、法令に基づく写真付き資格証明書、その他これに相当する書類)の原本確認と本人面接を全身カウンタ測定前に実施する。
 - ③ 本契約に係る現地作業期間(従事者指名期間中)に、機構の他施設あるいは他の原子力施設等において放射線業務従事者の指名を受けてはならない。(重複指名の禁止)

6.10 緊急時の対応及び異常時の措置

- (1) 受注者は、非常事態が発生した場合、「放射線管理仕様書」に従い処置すること。
- (2) 受注者は原則として以下の対処を行うこと。
 - ① 天災、火災、事故等の非常事態が発生した場合、現場責任者は作業員に作業を中断させる等の指示を与え、人命尊重を第一とし、次に汚染拡大及び二次災害の防止を図ること。
 - ② 非常事態が発生(発見)又はその恐れが生じた場合は、応急処置をとるとともに、作業担当課に迅速に通報すること。
 - ③ 救急車を要請する場合等の緊急時は、外線(0)119 及び非常電話内線 9999 に通報すること。

- ④ 人身事故の場合、その連絡先及び措置結果を作業担当課に連絡すること。また、受注者はその応急措置について、事後速やかに文書をもって作業担当課に報告すること。

6.11 協議

- (1) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。
- (2) 決定事項は、議事録にて記録し、相互に確認及び保管管理する。
- (3) 別途協議した決定事項は、提出図書に反映する。
- (4) 上記確認文書の朱記による修正又は変更を行う場合は、機構と協議(コメント処理票含む)の上、実施するものとする。

6.12 受注者の責任と義務

(1) 受注者の責任

- ① 受注者は、本契約において機構が要求するすべての事項の責任を負い、本仕様書の要求に合致した完全なものを、納期までに機構に引き渡すものとする。
- ② 受注者は、本仕様書を検討し、誤り欠陥等を発見したならば、直ちに機構に申し出る責任を有するものとする。
- ③ 機構が点検・整備内容等の変更について受注者に要求又は提案した事項に受注者が同意した場合は、それによって生ずる一切の責任は受注者が負うものとする。
- ④ 受注者が下請業者を使用する場合は、事前に機構の確認を受けること。受注者が使用する下請業者(材料等の購入先、役務の提供先を含む)が負うべき責任といえども、その責任はすべて受注者が負うものとする。
- ⑤ 受注者は、国内法令及び機構規程等に従うこと。これに従わないことにより生じた作業員の損害の責任はすべて受注者が負うものとする。
- ⑥ 受注者が機構に確認を申請した事項について、機構の確認後といえども受注者が負うべき責任は免れないものとする。

(2) 受注者の義務

- ① 受注者は、機構が監査のために受注者並びにその下請業者等の工場に立入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。
- ② 現地作業等において機構の設備等に損傷を与えた場合、受注者は、無償にて速やかに補修、もしくは交換を行うものとする。
- ③ 受注者は、労働災害防止等に関する法律に規定する元方事業主になり、労働災害の防止に努めること。
- ④ 受注者は、本件において得られた設備等の維持又は運転等に必要な保安に係る知見・技術情報(下記参照)を書面にて提供すること。
 - ・組織が供給者から引渡しを受けた後に、供給者が新たに発見又は取得した、製品に関する運用上の注意事項や知見
 - ・取扱説明書等がない操作により不適合が発生した場合又は発生の可能性がある場合の

未然防止処置のために必要な知見・情報

・設備の改造や運営方法を見直す際に必要となる、組織が知り得ていない設備に関する知見・情報

・組織にて必要な技術検討・調査を行うに当たり、組織だけで評価・見当が困難である場合に必要となる知識・情報

- ⑤ 受注者は、購買品納入時における購買要求事項への適合状況を記録した書類（検査記録、仕様を確認できる取扱説明書等）を提出すること。
- ⑥ 管理区域に立入る現地作業者は、現場責任者を含めて全員、電離放射線障害防止規則第 52 条の 6 に基づく事業主による特別教育を修了した者とし、受注者は、本件に係る作業員に対して、表-2 の教育を実施しなければならない。なお、本教育の修了証明として、「特別教育修了届（機構指定様式）」を機構に提出し、確認を受けるものとする。

表-2 受注者が行うべき教育

教育名	実施者	機構による内容確認	備考
「電離放射線障害防止規則」（昭和四十七年労働省令第四十一号）第 52 条の 6 に基づく特別教育	受注者	受注者は、教育記録（科目、時間）を作業担当課に提出し、「核燃料物質等取扱業務特別教育規程」（平成十二年一月二十日 労働省告示第一号）を満たしていることの確認を受ける	管理区域内作業のため必須
施設別課程教育	受注者*1	受注者は、教育記録（科目、時間）を作業担当課に提出し、「放射線管理仕様書」を満たしていることの確認を受ける	同上
「作業責任者認定制度」*2 に基づく認定教育（現場責任者、現場分任責任者、安全専任管理者、放射線管理者）	機構	なし	忘れずに認定手続きを行う
その他原子力機構が指定する教育	受注者 又は 機構	受注者で実施した教育について受注者は、教育記録（科目、時間）を作業担当課に提出し、その教育について定めた規定、基準類を満たしていることの確認を受ける	

*1 機構で実施する施設別課程教育に参加してもよく、その場合、機構による内容確認は適用されない。

*2 認定証の有効期間内であり、直近の教育修了日から 1 年を超え新たに作業を実施するときは追教育が必要となる。

6.13 渉外事項

本件を実施するために官公庁等への手続きが必要な場合は、契約者の責任により遅滞なく行うものとする。また、機構が直接申請する必要がある時はその書類作成に協力すること。

6.14 品質保証

- (1) 受注者は、品質保証計画書（又は品質マニュアル）を提出し、確認を得ること。
- (2) 品質保証計画書（又は品質マニュアル）は、JEAC4111の「品質マネジメントシステムに関する標準品質保証仕様書」又はJIS Q 9001の要求を満たすものであること。

- (3) 受注者は、機構の「再処理施設品質マネジメント計画書(QS-P06)」に基づき実施する品質保証活動に協力しなければならない。
- (4) 受注者は、引合時、契約期間中、組織変更があった時、品質保証計画書(又は品質マニュアル)を変更した時及び不適合が発生した際に機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。
- (5) 受注者は、品質保証体制について「JEAC4111/ISO9001」等のライセンスを取得済み又は、社内において同程度の品質保証体制が整っていることを証明すること。

6.15 不適合の報告及び処理

受注者は本契約の実施において発生した不適合について、その内容と原因の調査及び処置案等を速やかに報告書にて報告すること。この処置案については、機構の確認を受け、処置後にその結果を報告すること。

また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記の処置案に再発防止策を含めること。

6.16 安全文化を育成し維持するための活動

本件の実施にあたっては、ヒューマンエラーの発生防止などの安全活動に努めるとともに、受注者全員が基準及びルールを遵守すること。また、関連する原子力機構の活動に協力し、受注者自らも率先して活動を行うこと。

6.17 中小受託事業者の管理

- (1) 受注者は、本契約の実施にあたって使用する主要な中小受託事業者のリストを機構に提出すること。
- (2) 受注者は、中小受託事業者の選定にあたって、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。
JIS 製品規格がある製品については、原則として「JIS マーク表示制度」に基づき、国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を受けた事業者(認証製造業者等)の製品を用いること。
- (3) 受注者は、機構の認めた中小受託事業者を変更する場合には、機構の確認を得るものとする。
- (4) 受注者は、全ての下請業者に契約要求事項を十分周知徹底させること。又、中小受託事業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において下請業者を使用したが故に生ずる不適合を防止すること。
万一、不適合が生じた場合は、6.15 項「不適合の報告及び処理」に従うものとする。

6.18 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

6.19 電子データの流出防止

受注者は、本件を実施するために原子力機構より提出された全ての文書及び電子データ並びに受注者が取扱う全ての文書及び電子データが第三者に流出することを防止し、その保護に努めること。

また、これらの電子データを扱うパソコン等については、ファイル交換ソフトのインストールを禁止し、受注者の責任においては情報管理を徹底すること。

6.20 一般産業用工業品の使用

受注者は、本件において一般産業用工業品を機器等に使用するに当たり、一般産業用工業品が購買要求事項(設置環境等)に適合している等の技術情報があれば提出すること。

7. 技術仕様

7.1 レーザー解体装置用パワーメータ制御プログラムの作成及び更新

7.1.1 一般的要求事項

- (1) 本仕様書に規定された制御プログラムの作成及び更新は、受注者の責任において行うものとする。
- (2) 本件においては、7.1.2 項に記載する技術的要求事項を満足するものとする。
- (3) 技術仕様の詳細及び不明点については、適時、機構と打合せを行うものとする。
- (4) 更新作業は、機構が確認した「更新作業要領書」に従って実施すること。
- (5) 機構は、本件で要求した更新作業に立会う権利を有するものとする。
- (6) 受注者は更新作業を、必要な知識、技能、経験を有する検査員又は有資格者に行わせなければならない。
- (7) 受注者は、使用前自主検査、定期事業者検査並びに自主検査等又はその他の活動のために原子力規制委員会の職員が受注者並びにその下請け業者の事業所等に立入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。
- (8) 機構が確認した「更新作業要領書」に定める全ての作業が終了していること及び更新作業結果が「更新作業要領書」の判定基準を満足していることを各日毎又は後日一括して機構に提示し、確認を受けるものとする。なお、更新作業記録を清書した後、機構に提示する場合は、更新作業時の記録(生データ)に機構のサインを受けておき、これの写しを合わせて提出すること。

7.1.2 技術的要求事項

7.1.2.1 更新作業の計画

- (1) 本件の実施にあたっては、次の事項を考慮した「更新作業要領書」を作成し、機構の確認を受けた後に作業を開始すること。また、作業後は、報告書を作成し、機構に提出すること。
 - ① タイミング
 - ② 対象品目
 - ③ 実施項目
 - ④ 点検・整備方法
 - ⑤ 判定基準
 - ⑥ 立会確認の有無
 - ⑦ 判定結果による処置(次工程への進捗許可等の確認条件とその方法)
 - ⑧ 実施場所
 - ⑨ 点検員に必要な知識、技能、備えるべき資格等
 - ⑩ 適用又は準用する法令、規格、基準
 - ⑪ 記録項目
- (2) 「更新作業要領書」の作成等に際しては、施設の安全性を最優先し、信頼性、作業性等の諸点も十分考慮するとともに、最適で経済的な作業要領とすること。
- (3) 本件の更新作業に用いる装置、計器類は、当該作業等に必要な精度を持ち、校正済みの

ものを必要数用意しなければならない。また、校正記録(必要に応じて JCSS 等の標章を付した校正証明書まで)及びそのトレーサビリティを提示すること。

- (4) 本件の更新作業にあたっては、保安体制の確保上、平日作業とし、原則として休日作業は計画しないこと。
- (5) 受注者は、確認された更新作業要領書に従い、結果を記録すること。

7.1.2.2 プログラムの作成・更新の基本方針

- (1) 本件で行う更新作業は、新規に製作したレーザー解体装置用パワーメータと取合うプログラムの作成・更新を行うこと。また、付随するケーブル等に経年劣化が見られることから合わせて調達・更新を行うこと。
- (2) 更新作業にあたり交換推奨年数に達する消耗部品等がある場合は、受注者にて手配すること。
- (3) 機構の都合等により作業計画に急遽変更が生じた場合は、作業内容等の対応について機構と協議し、その決定に従うものとする。
- (4) 設計の変更を行う場合は、事前に書面にて理由、比較資料等の資料を添えて確認申請を行うこと。設計変更等(アズビルト含む)が必要となった場合は、既存設備との取り合い、運転や遠隔保守性等に係る影響等について検討・評価した結果を原子力機構に提出し、確認を受けた上で設計変更等を行うこと。また、設計変更等の情報を製作図等に反映し、原子力機構の確認を得ること。

7.1.2.3 対象設備

レーザー解体装置用パワーメータ(図-1 参照)は、レーザー出射端出力を測定するため、解体場(セル内)に設置している出力測定装置である。セル外のプログラムはセル内からのレーザー出力信号を制御盤に出力し、レーザー出力測定時間等を制御するものである。

レーザー解体装置用パワーメータの仕様を以下に示す。

- (1) パワーメータ:L40(250)A-LP2-Y-MS-SH
- (2) レーザー波長範囲:0.25~2.2 μ m
- (3) 最大レーザー出力:5kW(レーザー出射時間:1 秒)
- (4) 主要材質:ステンレス(SUS304)
- (5) 冷却方式:自然放冷

7.1.2.4 プログラムの作成・更新項目

本件に係る基本的な更新作業項目を以下に示す。

- (1) セル外ケーブルコネクタの更新
支給するケーブルを使用し、貫通プラグから切断装置制御盤までのケーブルコネクタを新規パワーメータに合わせた計測補正值記録媒体内蔵のケーブルコネクタに更新すること。
- (2) プログラムの作成・更新
 - ① パワーメータの最大出射可能時間が既設では 20 秒であるが、新規パワーメータの最大

出射可能時間がレーザー出力 100W で 4 秒であることから、レーザー出力値ごとに照射時間を設定できるようにすること。

② 制御盤側に「照射位置確認モード」という画面を新設し、作動プログラムを作成して、パワーメータの計測可能範囲(受光部)とレーザー照射位置の調整を行えること。

(3) 作動確認

更新したプログラムにて正常にレーザー出射端出力を測定できることを確認すること。

7.2 現地作業員の要件

(1) 災害防止の観点から、受注者は当該再処理施設の適用法令、規定、基準類を熟知し、管理区域における作業経験を有する者を 1 名以上配置すること。また、当該作業の対象設備の仕様、構造、既設取合い等の設計内容を熟知し、当該設備の点検・整備に係る知識、技能を有するものを必要数従事させること。

(2) TVFは再処理施設に属し、放射性物質を取り扱う施設であることから、現地作業は管理区域内で行う特殊放射線作業となる。よって、一般安全はもとより、放射線安全に対しても細心の注意を要することから、当機構の作業責任者認定制度に基づく請負側現場責任者の教育を修了した者1名以上を現場責任者として専任し、配置すること。また、未認定又は期限切れ失効の場合は、認定を受けるための教育を受講すること。

(3) 法令の定めにより必要とされる作業主任者、有資格者等がある場合は、機構の作業責任者認定制度に基づく現場責任者(請負側)の下、請負側で選任して作業に従事すること。また、円滑な作業遂行と安全確保の観点から必要に応じて代理者を選任すること。

7.3 予期しない事象が生じた場合の処置

本件の作業において、予期しない事象が生じた場合は、速やかにその事象に対する解析・評価を行い、その結果を報告し、機構の確認を受けること。また、確認を受けた事象に対する改善・補修等の方法について機構と協議するとともに、改善・補修計画書を提出し、機構の確認を受けること。さらに、確認を受けた計画に基づき、速やかに復旧するための処置を講ずること。

7.4 現地作業体制

(1) 機構側が行う作業

機構側が行う作業は以下のとおりとする。

① 保安立会・作業立会

機構の作業の実施体制、作業責任者認定制度に基づく工事担当者、設備保安立会者として作業の立会を行う。また、更新作業の確認項目に対して確認を行う。

② アイソレーション等

更新作業に必要な、電源操作、ユーティリティ停止操作等

③ 放射線管理

機材類の搬入・搬出時、作業中における作業区域、作業者の放射線管理等を行う。

(2) 受注者が行う作業

前項、機構側が行う作業以外の本仕様書に定める作業を行う。

7.5 検査・試験

(1) 検査・試験の計画

受注者は、次の事項を考慮した検査・試験要領書を作成し、原子力機構の確認を得ること。

- ① タイミング
- ② 対象品目
- ③ 実施項目
- ④ 検査方法
- ⑤ 判定基準
- ⑥ 立会検査の有無
- ⑦ 合格による処置(次工程への進捗許可、出荷許可等の確認条件とその方法)
- ⑧ 実施場所
- ⑨ 検査員に必要な知識・技能、備えるべき資格等
- ⑩ 適用又は準用する法令、規格、基準
- ⑪ 記録項目

(2) 検査・試験の方法

本件の検査・試験は下記の項目・方法、時期及び合格判定基準とする。

- ① 電気検査
 - (a) 更新後のケーブルの導通・絶縁測定を行い異常が無い事を確認する。
- ② 作動試験
 - (a) 更新後のプログラムにて正常にレーザー出射端出力を測定できることを確認する。

(3) 検査・試験の立会区分

本件の検査・試験における原子力機構の立会区分は、以下のとおりとする。

項目	原子力機構	受注者
①電気検査	○	■
②作動試験	○	■

○:立会検査 ■:自主検査

(4) 検査・試験の実施

受注者は、確認された検査・試験要領書に従い、検査・試験を実施すること。

(5) 検査・試験の記録

受注者は、確認された検査・試験要領書に従い、検査・試験の結果を検査・試験成績書に記録すること。

7.6 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (1) 核燃料サイクル工学研究所 ガラス固化処理課

7.7 その他必要事項

- (1) 更新作業において、予期しない事象が生じた場合は、速やかにその事象に対する解析・評価を行い、その結果を報告し、機構の確認を受けること。また、確認を受けた事象に対する改善・補修等の方法について機構と協議するとともに、改善・補修計画書を提出し、機構の確認を受けること。また、確認を受けた計画に基づき、速やかに復旧するための処置を講ずること。

以 上

産業財産権特約条項

(乙が単独で行った発明等の産業財産権の帰属)

第1条 乙は、本契約に関して、乙が単独でなした発明又は考案(以下「発明等」という。)に対する特許権、実用新案権又は意匠権(以下「特許権等」という。)を取得する場合は、単独で出願できるものとする。ただし、出願するときはあらかじめ出願に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知するものとする。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の譲渡等)

第2条 乙は、乙が前条の特許権等を甲以外の第三者に譲渡又は実施許諾する場合には、本特約条項の各条項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の実施許諾)

第3条 甲は、第1条の発明等に対する特許権等は無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の帰属及び管理)

第4条 甲及び乙は、本契約に関して共同でなした発明等に対する特許権等を取得する場合は、共同出願契約を締結し、共同で出願するものとし、出願のための費用は、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の実施)

第5条 甲は、共同で行った発明等を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が前項の発明等について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、第1条及び第4条の発明等の内容を出願により内容が公開される日まで他に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により出願を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第7条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、その第三者に対して、本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第8条 第1条及び第4条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該特許権等の消滅する日までとする。

機微情報の管理について

日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)の機微情報(本契約において機構より貸与又は供用された情報及び、当該情報により得られた成果)に関しては、以下の管理を行うこととする。

1. 機微情報の管理責任者を選定するとともに、機微情報取扱規程(以下「取扱規程」という。)を策定し機構に提出する。
ただし、すでに機微情報に関する規程を運用している場合、その規程と本仕様書で要求するものと比較して同等以上と認められる場合は、本仕様書でその策定を要求する取扱規程に代えることができるものとする。
2. 管理責任者は、取扱規程により機微情報を適切に管理する。
3. 取扱規程には以下の内容を含むものとする。
 - (1) 施錠された保管庫への保管に関すること。
 - (2) 火災等事故時に講じる措置に関すること。
 - (3) 閲覧等に供用する場合の場所の限定。
 - (4) 機微情報にアクセスする作業員等の限定及び登録。
 - (5) 複写、撮影、録音の制限及び手続きに関すること。
 - (6) 貸し出しの制限及び手続きに関すること。
 - (7) 本契約によって派生した二次資料、成果物の取扱に関すること。
4. 機微情報を機構の同意なく本契約以外の目的に使用してはならない。
5. 機微情報を機構の同意なく第三者に開示してはならない。
6. 機微情報を公表又は他に利用する場合は、あらかじめ機構の同意を得なければならない。
7. 機微情報管理に関する主旨及び取扱規程を関係者に周知し徹底を図る。
8. 機構は、機微情報に関する管理状況等を確認するため、必要に応じて検査を行う。

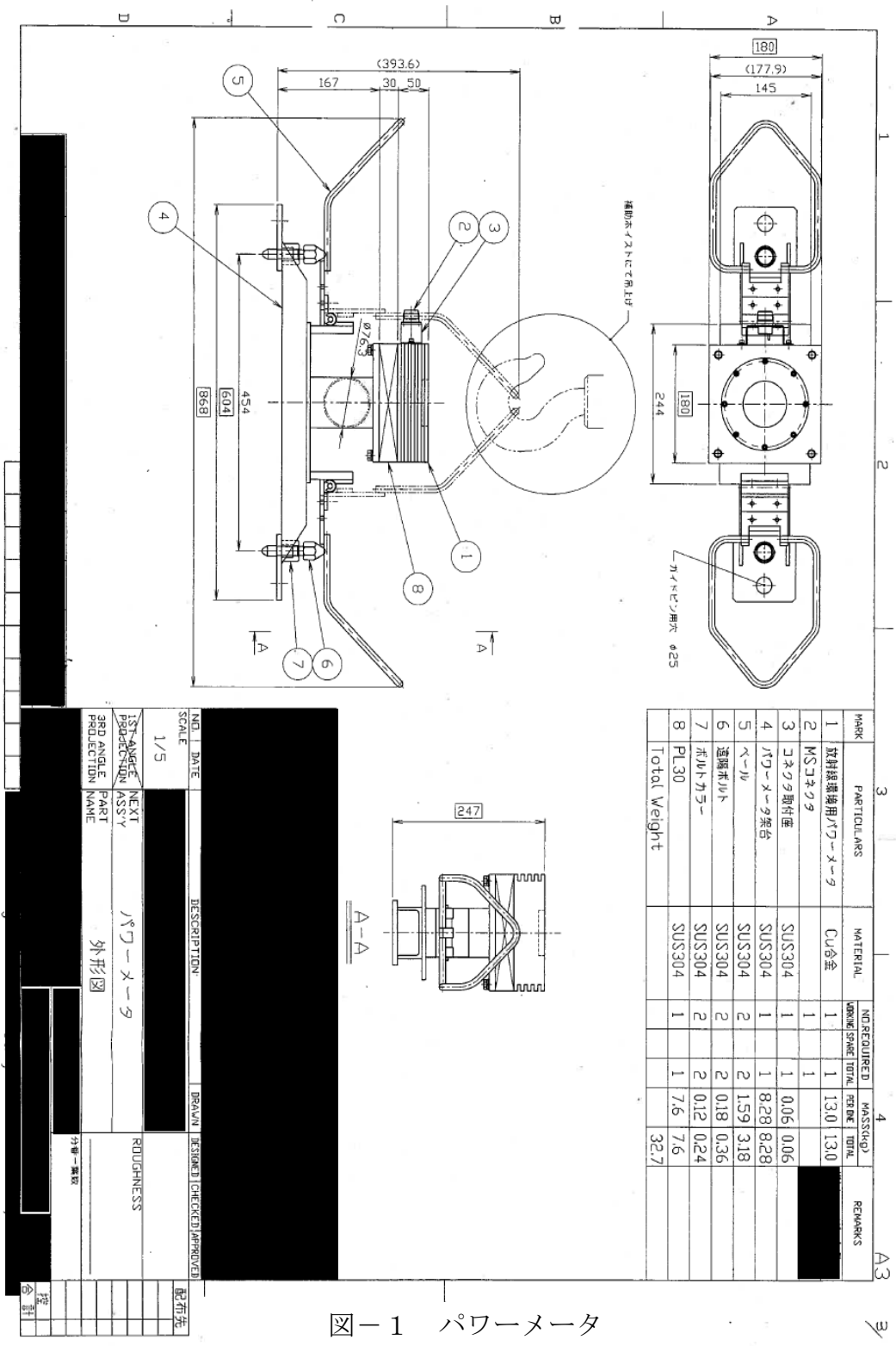


図-1 パワーメータ